

大学

企画課管理用 管 ー E ー 2

| | |
|------|----------|
| 推進主体 | 学長室経営企画課 |
| 責任者 | 学長室部長 |

| 分類 | | | 実施計画 | 開始年度 | 完了年度 | 将来的な継続 |
|----|---|---|-----------------|---------|---------|--------|
| 管 | ー | E | ②人権問題に対する取組みの促進 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | あり(予定) |

① 目的・内容

令和21年度に本学があるべき姿=ビジョンを実現するため、人権問題に対する取組みを促進する。
 既存の人権問題関連規程と基本方針については、平成12年に制定以来、主としてセクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントの対応に主眼が置かれているため、昨今の人権問題で表面化してきている性的マイノリティ、SNS上のハラスメント、リクルートハラスメント、マタニティハラスメント、差別問題等の新たな人権侵害の事項を反映させた内容・手続きとなるよう整備を行う。なお、必要に応じて、第三者に各種規程や基本方針、学内の実施体制について点検・評価を依頼し、学内での人権問題解決手続きや組織体制の見直しを図る。

② 到達目標(数値目標/定性目標) ※数値目標を設定できない計画は、定性目標を設定すること。

既存の人権問題関連規程・基本方針等の整備を行い、学内の組織体制を構築する。

③ ロードマップ

| 年度 | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) | 令和9年度 (2027年度) |
|----|-------------------|--|-------------------|--|-------------------|-------------------|-------------------|
| 予定 | | <ul style="list-style-type: none"> 規程や基本方針等の整備 点検、改善 学内審議 | | | | | |
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> 実行 | | | |

計画達成

④ 数値目標の詳細 ※設定できない計画については記載不要。

| 指標の名称 | | 指標の定義(計算式/説明) | | | | | |
|-------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1 | | | | | | | |
| | 直近 | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) | 令和9年度 (2027年度) |
| 目標 | | | | | | | |
| 実績 | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | |
| | 直近 | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) | 令和9年度 (2027年度) |
| 目標 | | | | | | | |
| 実績 | | | | | | | |

| ⑤ 実施計画／実施報告 | | |
|-------------------|---|--|
| 年度 | 実施計画 | 実施報告／今後の課題 |
| (2022年度 令和4年度) | 既存の人権問題関連規程・基本方針等の整備を行い、必要に応じて、第三者に各種規程や基本方針、学内の実施体制について点検を依頼する。 | 「学生に対するハラスメントの防止に関する学習院大学の基本方針」、「学習院大学人権問題委員会規程」、「学習院大学人権侵害調査委員会規程」の見直し途中の段階であり、令和4年度中の見直し完了に向けて引き続き取り組んでいく。 ★進捗段階:「計画立案」 |
| (2023年度 令和5年度) | 令和5年度内に、「学生に対するハラスメントの防止に関する学習院大学の基本方針」、「学習院大学人権問題委員会規程」、「学習院大学人権侵害調査委員会規程」の改正について、学内会議に諮り、承認を得る。また、毎年新生に配布している「ハラスメントリーフレット」の内容を見直す。 | 「学生に対するハラスメントの防止に関する学習院大学の基本方針」の見直しを行うことで、ハラスメントの定義を明確にするとともに、当該方針の対象者を拡大した。また、同方針の内容に従い「ハラスメントリーフレット」の内容の見直しを行っているため、令和5年度中の見直し完了に向けて引き続き取り組む。 なお、同リーフレットの見直しをもって、本計画は達成になる見込みである。 ★進捗段階:「計画達成」 |
| (2024年度 令和6年度) | | |
| (2025年度 令和7年度) | | |
| (2026年度 令和8年度) | | |
| (2027年度 令和9年度) | | |

⑥ 計画の成果・今後の方針 **※計画を中止する場合はその理由を記載のこと。**

「① 目的・内容」に記載の通り、既存の人権問題関連規程と基本方針については、平成12年に制定以来、見直しが行われていなかったため、基本方針の見直しを行った。具体的には、今日的なハラスメントにも対応できるようハラスメントの定義を見直した。また、人権問題委員会において、これまで設けていたハラスメントの調査及び認定という手段以外に、教育研究環境や人間関係などの改善を目指す措置としてあっせん手続きを導入することとした。
以上により、人権問題に対する体制を整備することができた。

※計画完了時点で記載してください。 ○…必須事項 △…必要に応じて記載

○②到達目標に対する結果

○計画の中止理由(※中止する場合)

△今後の見通し・課題(通常事業化など)

△その他